

平成18年度一橋大学附属図書館企画展示

# 江戸時代の豪農と地域社会 岡田家文書の世界



一橋大学附属図書館では、毎年、貴重資料を含めた当館のコレクションを展示するとともに、テーマにちなんだ講演会を開催している。今年度の企画展示で紹介する岡田家文書は、河内国丹南郡岡村（現大阪府藤井寺市）の豪農・地方名望家である岡田家に伝來した文書群（高札・看板などのモノ資料を含む）である。

岡村は現在の近鉄南大阪線藤井寺駅周辺にあたり、今では大阪のベッドタウンとしてすっかり宅地化しているが、近世（江戸時代）には田畠の広がる農村であった。岡田家は、18世紀末以降同村の庄屋（村の最高責任者、現在の村長にあたる）を世襲した家で、農業をはじめ、金融業・商業などを営む、村で一番の有力者であった。また、近代に入ると、近世以来の金融業の経験も生かして、短期間ではあるが「岡田銀行」という銀行を経営して地域経済の振興にも寄与している。同家には近世・近現代に同家が作成・授受した文書類が約1万3千点保存されていたが、これらは近世以降の豪農・名望家の活動や村・地域社会の実態を知るためのかけがえのない文化遺産である。

岡田家文書の重要性は早くから注目され、故・佐々木潤之介一橋大学名誉教授や元一橋大学経済学部菅野則子助手（現帝京大学文学部教授）らにより、文書整理や調査・研究が行われてきた。そうした経緯があつて、現在同文書が附属図書館に所蔵されている。同文書は膨大な量で、また新発見の文書もあるため、現在も整理・目録作成作業が進行中であるが、ほぼ完了に近づきつつある。

そこで、岡田家文書の魅力を多くの方々に知っていただきたいと思い、今回、岡田家文書の中から近世の資料を中心に選んで展示を行った。本企画展により、岡田家をはじめとする近世の村人たちの暮らしに思いをはせていただければ幸いである。

【展示】 日程： 平成18年11月2日(木)～16日(木)

場所： 一橋大学附属図書館 公開展示室（西キャンパス 時計台棟1階）

入場： 9:30～16:30（閉室17:00）（入場無料）

【講演】 日時： 平成18年11月6日(月) 14:00～15:30（入場無料、事前申込不要）

場所： 一橋大学附属図書館 研修セミナールーム（西キャンパス 時計台棟1階）

講師： 渡辺尚志（一橋大学大学院社会学研究科教授）

演題： 江戸時代の豪農と村・地域

## 岡村とはどのような村か

岡田家がある岡村の耕地面積は約71町(1町は約1ヘクタール)、村の総石高674石余、うち田が総石高の8割以上を占めていた。岡村の属する河内国(現在の大坂府の一部)は、近世においては日本を代表する木綿の産地であり、棉の栽培や糸紡ぎ・織物製造などがさかんに行われていた。岡村でも、畑だけでなく、田の一部にまで棉が作付されていた。収穫された棉は、そのまま、あるいは綿糸や綿布に加工されて、大坂(近世には大阪をこう表記した)など各地に出荷された。すなわち、販売を目的とした農業・農産加工業が営まれていたのであり、岡村の村人たちは早くから商品・貨幣経済と密接に結びつきながら、日々の暮らしを送っていたのである。



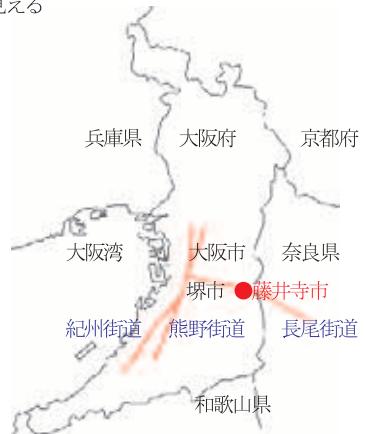
▲岡田家文書が収められていた長持ち

また、集落の中心を大坂・堺(現大阪府堺市)や大和国(現奈良県)に通じる街道が通っており、街道の両側に家々が連なっていた。村には日々通行者が訪れ、彼ら相手の商売などを通じても、村人たちは村外の世界との交流をもっていた。

一方、地主・自作農としてあれ、あるいは小作農・農業奉公人(地主・自作農に雇われて農作業に従事する農業労働者)としてあれ、村人の大部分は何らかのかたちで農業に携わっていた。田の稻作に限らず、畑作・棉作においても、用水の供給は不可欠である。岡村ではその水源を、「王水筋」とよばれる用水路や、「陵池」など村内の各所に散在する溜池に求めていた。これらの水は村人が勝手に利用できるわけではなく、利用方法については村全体で厳格に規定されており、村人たちはこれに則って自らの耕地に水を引いていたのである。その点では、村人たちは、あくまで村の一員として、村の定めたルールに従って日々の農作業に励んでいたのである。



岡村を描いた絵図(近世)  
▲  
絵図の上方に「王水筋」(用水路)が、  
下方には「陵池」(溜池)が見える



▲高札 放火犯に対する刑罰などが記されている

すなわち、岡村は、近世の村についてよくイメージされるような自給自足的かつ閉鎖的な社会ではなかったが、しかしながら農業を基幹産業とし、生産・生活のために村としてのまとまりが不可欠であるような社会だったのである。

(一橋大学大学院社会学研究科教授 渡辺 尚志)

## 成立当初の岡田家

岡田家はもともと、長谷川家という家の名跡を継承して成立した家である。年代は確定できないが、18世紀初頭には岡田家として成立していたようである。当家に残された文書のうち、18世紀段階の史料は当初、ほとんど発見されていなかった。しかし近年、岡田家の経営帳簿を中心とする18世紀段階の史料が新たに発見された。ここでは、新発見の経営帳簿類をとりあげ、これまであまり知られてこなかった成立当初の岡田家の姿を垣間見ることにしたい。

18世紀段階の岡田家の経営帳簿は、大きく3種類に分けられる。まず、岡田家の商業経営に関わる「糟壳帳」と「木綿之売帳」である。これらは、「種糟」「荏糀」（菜種や荏胡麻から油を絞ったあとにのこる滓）などの肥料や木綿の販売量、販売先、代銀を記載した帳簿で、享保20（1735）年の両帳によると、岡田家は肥料を14ヶ村、木綿を8ヶ村にわたって販売していた。

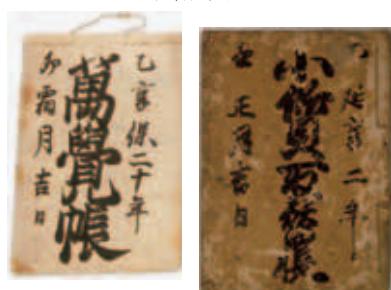
「糟壳帳」(享保 20 年)、「木綿之売帳」(享保 20 年) ▶



第二に、地主経営に関わる「御年貢下作帳」である。岡田家は所持地を自身でも耕作していたが、多くは小作に出していた。この帳簿は、岡田家の所持地の所在、小作人名と小作の規模、小作料の収納状況を記載した、地主経営の基本帳簿である。最も古い享保20年の「卯御年貢下作帳」によると、岡田家は居村岡村と隣村藤井寺の2ヶ村で土地を所持し、これを、両村と北宮村の3ヶ村の者に小作させていた。

◀ 「御年貢下作帳」(享保 20 年)

第三に、金融業に関わる「万覚帳」と「小質取替帳」である。「万覚帳」は、岡田家が銀を貸し付けた相手、利率、担保、返済状況などを記載した、同家の営む金融業の基本帳簿である。他の帳簿と同じ享保20年の「万覚帳」によると、岡田家は15ヶ村にものぼる百姓・寺と貸借関係をとり結んでいた。こうした金融業の一環として、岡田家は質屋業を営んでいた。「小質取替帳」は、この質屋業に関わる帳簿で、岡田家がとった質物（帷子、布団、袴など多岐にわたる）や、それに対する貸付額などが記載されている。最も古い延享2（1745）年の「小質取替帳」によると、岡田家は5ヶ村の百姓らから様々な質物をとって、銀を貸し付けていた。「万覚帳」に記載される金融と比べて範囲が狭く、貸付額もかなり少額である点が特徴的である。



「万覚帳」(享保 20 年)、「小質取替帳」(延享 2 年) ▲

以上のように、成立当初の岡田家は、肥料・木綿を商う商人、居村と隣村の土地を集積し多くを小作に出している地主、そして、質屋業を含む金融業者（利貸し）、という顔をあわせもつ有力百姓であった。この後、同家は商業経営を縮小し、地主・金融業の規模を拡大していく。そして、18世紀末には庄屋となり、居村岡村の村政をとり仕切っていくことになるのである。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程 小酒井 大悟）

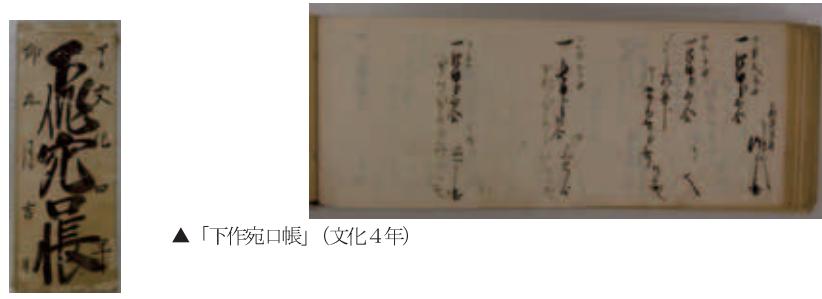
## 地主経営と帳簿作成

19世紀を通じ、岡田家は岡村第一の持高を維持している。文化年間（1804–1817）には、岡村の石高約90石、藤井寺村の約70石に加え、片山村、新堂村および立部村、道明寺村、西川村、林村、南島泉村、小山村、古室村にも出作地を得ており、幕末にかけて出作地の範囲は拡大していく。

岡田家は、これらの土地を自家で耕作するだけでなく、百姓に耕作させて小作料を得る地主でもあった。岡田家文書にのこる連年の小作台帳からは、近世を通じた地主経営の変遷を窺うことができる。

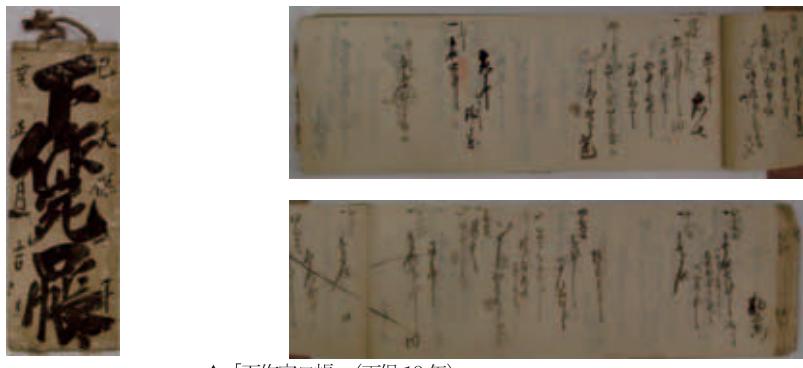
まず、享保期以来、土地ごとに小作人の名と小作料納入の記録を記す様式の「御年貢下作宛帳」が作成されている。この帳簿は毎年作成され、納入が滞ったときなどに、適宜過去の記録が参照される。「御年貢下作宛帳」は、徐々に体裁が整備されており、効率的な帳簿のあり方を模索している様子が窺える。

文化4（1807）年からは表題が「下作宛口帳」に改まり、小作人ごとに小作地と勘定を記す形式に変化している。小作人ごとの記録をまとめて記することで、彼ら個々の小作料納入状況を把握することが容易になった。



▲「下作宛口帳」（文化4年）

文政13（天保元、1830）年からは、帳簿を単年度ごとに作成するのではなく、3年分を1冊にまとめている。この変化によって、次年度の剩余分を前年度の不足分と相殺するような、複数年度に渡る決済を帳簿上で把握することが容易になった。帳簿の小口部分には索引が付されており、それぞれの小作人の記載箇所が一目でわかる。



▲「下作宛口帳」（天保10年）

こうした小作台帳の変化の背景には、予定通りに小作料納入が果たされていない状況がある。文化、文政年間から顕著となる未進額は、飢饉の影響を受け天保年間に激増している。そこで岡田家は、小作台帳とは別に、小作人ごとに小作料の滞り分をまとめた「未進帳」を作成し、嘉永2（1849）年には、特に未進額の多い藤井寺村の小作人分を別の帳簿にまとめている。

岡田家は、用途に応じて様々な帳簿を作成している。転載した箇所には「写」、「合」などの印を付しており、対応箇所が明確にわかる。岡田家文書の帳簿類は相互に関連しあっており、岡田家の経営の全体像を知ることができる貴重な史料なのである。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程 小田 真裕）

## 近世の金融から銀行へ

近世の金融業は土地を担保にして居村か隣村の村民に対して行う質地金融が主流であるが、岡田家では村外にも広汎な無担保による金融を展開していた点に特徴がある。岡村のある丹南郡のみならず、丹北、志紀、古市郡など数郡にまたがる金融を展開した。その貸付先の多くは村落の上層農であった。幕末には、大和、和泉国や京都とも金融関係を結び、領主（和泉国伯太藩など）への貸付も行った。このような金融を展開するために大坂の有力な両替商米屋長兵衛や堺の具足屋半兵衛とも関係をもち、振り手形による決済を行った。

金融の取引は「取替帳」に記載された。享和2(1802)年から明治27(1894)年まで数年毎に更新され、欠かさず現存している。金融業の発展にともない、帳簿は厚みを増していった。それに合わせて形式も整えられていき、当初は雑然と（ほぼ取引発生ごとに）記されていたが、のちには地域や相手毎にわかりやすく整理していく方式にかわっていった。



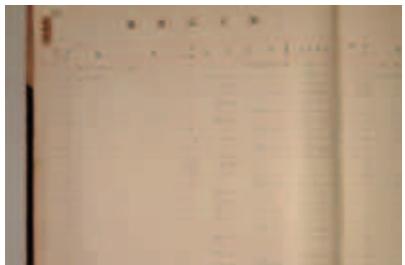
取替帳：享和2年、文政8年、天保8年、安政7年▲



このような金融業も明治20年代に入ると一旦停滞する。その状況を挽回すべく、明治27(1894)年6月岡田家は銀行を個人で開業（岡田銀行）する。資本金2万円（のち5万円）は全て自己で賄い、大阪周辺の地域では群を抜いて早い開業であった。近隣の本店銀行は、明治28(1895)年6月時点で石川郡に富田林銀行があるのみだった。（佐藤政則「堺銀行文書の魅力」『堺研究』第30号 2002.3 p.151-158、表2）

▲岡田銀行の帳簿類

銀行の開業に伴い、岡田家では西洋式の複式簿記（銀行簿記）を導入した。日毎の取引を順に記入した「金銀出納帳」を取り科目毎に寄せ（「日記帳」）、最終的には「総勘定元帳」によって整理するという、当時最先端の簿記方式であった。複式簿記の導入に伴って、当時の銀行簿記の参考書（教科書）に挙げられている本店・支店間の取引の一部を写したもののが残されており、新しい帳簿方式導入にあたっての学習過程として興味深い。また、帳簿は大阪の帳簿製造会社に発注したオリジナルなものを使っている。開業に当たっては、預金利子率などを記した広告を周辺地域に配布した。



▲岡田銀行「総勘定元帳」



▲当時の預金通帳（廃業時に回収されたもの）

経営は当初順調であったが、のち停滞し、明治34年6月大阪周辺の金融恐慌の中で自主廃業を行った。その後、岡田家は近隣で明治29年に開業した更池銀行の第三位株主として金融業との関係を続けていく。

(一橋大学大学院社会学研究科博士課程 福澤 徹三)

## 農業生産と労働

岡田家は地主活動・金融活動を中心にしながらも、米・麦・菜種・木綿を中心とした手作経営（自家での直接生産）を行っていた。その規模は約2町歩程度で、全保有地の10%程度である。明治3(1870)年「手作農方勘定帳」および明治15(1882)年「農方勘定帳」には、奉公人の給金や肥料代等の必要経費が記され、経営収支が具体的に明らかにできる。また、「実綿農取帳」2冊からは嘉永7(1854)年から明治17(1884)年までの岡田家の綿の収穫量を知ることもできる。

では、岡田家で働いていたのはどのような人々だったのであろうか。奉公人請状という証文には年季奉公の契約内容が記されており、長期の年季奉公にあたっては給金を前払いを受け取っていたことがわかる。中には給金だけを受け取って年季途中で辞めてしまう者もあった。このような問題は頻繁に見られたらしく、文政7(1824)年「奉公人取締書」では、暇を乞うときは代わりの人を出すこと、半季で交替するときは給銀の70%を返済すること、奉公人請状に村役人の奥書奥印をすることなどを取り極めている。この史料からは、文政期には一年季を基本としながらも半季での出替わりが出現しあげていていることや、郡中組合で問題に対処しようとしていることがわかる。これを受けたて作成された嘉永3(1850)年「奉公人取締調印帳」、万延元(1860)年「奉公人調印帳」は岡村内の雇用主とそこで働く奉公人の給金、奉公人親、請人、世話人の名前が記載された史料である。岡田家は村役人として村内の奉公人の出入の帳簿を管理していた。



「奉公人取締書」(文政 7 年)▲



明治政府による戸籍の編成が明治4(1871)年に行なわれるが、岡村の戸籍掛を勤めたのも岡田家であった。村人一人一人の情報を集め戸籍に編成していく過程がよくわかる関係書類が多数残されている。「奉公人別手形差出候控并出稼人出入とも」は、奉公人の居所を確定し、戸籍に記載する作業のための書付である。岡村からの出奉公7人に対して、岡村への入奉公は19人（妻子を入れると23人）にのぼる。近隣の村々との間で奉公人が行き来していたことがわかる。ちなみに、近世の岡村の人々の動きは、婚姻や引越の記録が記された宗門人別帳や人別送り状を調べることからも明らかになる。婚姻関係があつたのは近隣の農村だけでなく大坂や堺の都市部にも及んでおり、人々が河内国・摂津国・和泉国・播磨国等を広範囲に移動していたことがわかるだろう。

▲ 明治四年未年人籍出入手形箱および「奉公人別手形差出候控并出稼人出入とも」ほか



▲「手作農方勘定帳」(明治 3 年)

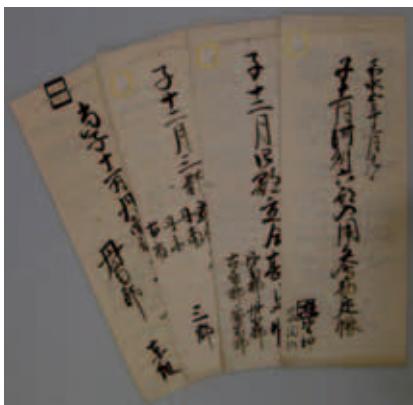
年季奉公人たちの存在の一方で、近世後期から日雇という新たな雇用形態も生まれてくる。先に紹介した「手作農方勘定帳」は明治3(1870)年以降の岡田家の手作経営に関わる帳簿だが、日雇の賃金が記載されているのが注目される。男女には賃金の格差があり、女性の賃金は男性の二分の一以下であった。

(一橋大学学術・図書部学術情報課 高橋 菜奈子)

## 連合する村々と訴願運動：岡田家の政治的活動

18世紀末以降、岡村は幕領であり（高槻藩預り所時代を含む）、岡田家は代々庄屋をつとめた。岡村の支配者をみると、大坂鈴木町、谷町代官（大阪府）、大津代官、信楽代官（滋賀県）と頻繁に交替している。安定しない幕領支配体制をささえる機能の一端を担ったのが、各村の庄屋たちが集会を開いて自動的に運営した「郡中」や「組合村」という地域運営組織である。村々にとっては、役所への出勤費・飛脚賃や年貢納入関係費などを共同負担したり、その経費を削減したりするなど、支配を合理化する側面もあった。

岡村は、支配者の変化にともない構成村の違いはあるが、周辺の6ヶ村（丹南郡野中村、野々上村、伊賀村、多治井村、小平尾村、阿弥村）との連合を基本とした組合村を構成していた。岡田家は、この組合村々の庄屋との連携をはかりつつ政治的活動を展開している。例えば、嘉永5(1852)年、打ち続く凶作によって困窮する組合村々に融通する貸付金の拝借願を代官所に対しておこなった。その際、これに連動するように組合村の惣代庄屋たちは岡田家の活動を支援する願書を代官所に提出している。岡田家は、組合村々の同意をえて（委任されて）、訴願運動をリードする地域政治の中心人物だったのである。また、岡田家は、組合村の代表として郡中集会に参加することもあり、郡中入用や組合村入用など入用負担の構造に応じた勘定帳の作成にも携わった。



- ◀ 郡中入用（河内国六郡・四郡・三郡）・組合村入用勘定帳：  
嘉永5年11月「子十一月河州六郡入用立合勘定帳」  
嘉永5年12月「子十二月四郡立合勘定帳」  
嘉永5年12月「子十二月三郡立合勘定帳」  
嘉永5年12月「当子十二月丹南郡東組合勘定帳」



用達大坂屋定次郎から岡村へ郡中入用割付銀請取状:  
丑（嘉永6年）7月10日「覚」 ▶

郡中・組合村という地域運営組織が円滑に機能するためには、都市における町人たちの協力も必要であった。畿内幕領地域では、大坂代官所付近の「用達」「郷宿」がその役割を担い、支配実現にとって欠かせない存在であった。主として、「用達」は代官所の触伝達や郡中入用の割付と徵収をおこない、「郷宿」は御用や訴願のため大坂に来る百姓の宿となった。また、村々が諸役所に提出する願書や訴状の作成、添削もおこなった。



畿内における訴願運動の特徴として国訴が度々行われたことがある。国訴は、棉や菜種油など農産物や加工品販売をめぐる大坂問屋の流通独占の否定や高価格での販売を求めて、1,000ヶ村を超える村々が連合した民衆運動である。摂津・河内・和泉国の幕領の場合、このような広域訴願が実現できた背景に、郡中・組合村による運営体制を基軸に代官支配の違いを超えて連絡をとりやすかったこと、その際に集会所として「郷宿」が機能していたことがあった。

- ◀ 安政2年6月摂津・河内国1,086ヶ村による国訴：「乍恐以書付奉伺候」（安政2年6月）

岡田家については、近世・近代を通じて経済活動について注目されることが多いが、地方名望家としての側面を考えるうえでも、近世期における政治的活動について評価することを忘れてはならないであろう。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程 野本 穎司）

## 岡田家文書を用いた日本近世史研究

岡田家文書を用いた研究の歴史は古く、昭和29(1954)年の津田秀夫(1918-1992)による「封建社会崩壊期における農民闘争の一類型について」(『歴史学研究』168号 p.1-14、のち、津田秀夫著『近世民衆運動の研究』三省堂 1979 p.133-165)による国訴(こくそ)研究があげられる。津田は、岡田家文書の中で国訴の文言を発見し、近世後期の畿内において、1,000ヶ村を超える広域の訴願闘争が展開したことをこの論文の中で実証した。国訴研究は、一時活気を失ってしまうが、1980年代に入りその「惣代性」に着目した藪田貫等によって大きな潮流を形成した。津田の国訴の発見は、「猛烈な(古文書)調査」によって有名であった「畿内にこだわり、畿内を歩き続けた津田にふさわしい発見」と藪田によって評されている(藪田貫「近世の地域社会と国家をどうとらえるか」『歴史の理論と教育』第105号 1999.9 p.1-14)。

津田と本学の佐々木潤之介(1929-2004)は親交が深く、佐々木は津田から岡田家文書の紹介を受けたといわれている。『幕末社会論』(塙書房 1969(塙選書; 68))や『世直し』(岩波書店 1979(岩波新書; 黄-90))で展開される佐々木の豪農一半プロ論における豪農のイメージ(地主、高利貸・商人にして村役人)は、岡田家文書の分析を通じて形成された、といわれている。のち佐々木は、「幕末期河内の豪農」(『幕末社会の展開』岩波書店 1993 p.207-299)で岡田家文書の分析を主に経営面を中心に行い、幕末期における豪農の到達点と限界を論じている。佐々木によって展開された世直し状況論をいかに乗り越えていくのかは、現在でも日本近世史研究の重要な課題となっている。

また菅野則子は、「封建制解体期畿内農村の構造」(北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究 天保期を中心に』吉川弘文館 1978 p.23-71、のち、菅野則子著『村と改革』三省堂 1992 p.50-95)において幕末期の農民諸階層、とくに下層農民の実態を検討する論文を著している。岡田家文書は『藤井寺市史』においても用いられ、第2巻(通史編2(近世) 藤井寺市 2002)に舟橋明宏による論述(「岡村」「藤井寺村」)がある。さらに近世地域社会論の方法について論じた「地域社会の関係構造と段階的特質」(『歴史評論』599号 2000.3 p.43-58)、加筆して『一橋大学研究年報 社会学研究』39巻 2001 p.163-217)が渡辺尚志によって著されている。



▲『藤井寺市史』

なお、岡田家文書は岡田泰典氏によって仮寄託がなされ、平成13(2001)年に岡田績氏より本学附属図書館に譲渡された。記して感謝の意を表したい。

(一橋大学大学院社会学研究科博士課程 福澤 徹三)

一橋大学附属図書館

平成18(2006)年11月2日発行

〒186-8602 東京都国立市中2丁目1番地  
URL: [http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/index\\_Ja.html](http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/index_Ja.html)  
Tel: 042-580-8229 (学術情報課 学術・企画主担当)  
Fax: 042-580-8232 (学術情報課)

※本パンフレットに掲載された文章、写真、図版等の著作権は、特記あるものを除いて一橋大学附属図書館に属します。

著作権者からの許諾を得ずに、著作権法の定める範囲を超えて、引用、複写、電子媒体化等を行うことは、禁止されています。